

人民元建て外国送金についてのお知らせ

人民元建て外国送金をお申込みされる際は、当行が定める「外国送金取引規定」のほか、本書面をよくお読みいただき、外国送金取引に係るリスク、人民元建て取引に関する規制のリスクおよび当行のお取扱いについて十分にご理解ください。

1. 人民元建て取引に関する規制によるリスク

- (1) 人民元建て取引は試行的に緩和されたものであり、中国当局および現地金融機関による取引規制や確認等の制約があるほか、突然に制度が変更になるリスクがあります。
- (2) お取引内容によっては、事前に中国当局への個別確認を要する場合があります。お客様が人民元建て資金決済による商取引のご契約を締結する際には、事前に人民元建て取引に関する規制等を十分にご確認ください。
- (3) 中国当局の規制等により送金資金が返戻された場合、資金返戻に伴う為替差損および手数料は、お客様のご負担になります。

2. ご利用いただけるお客様

当行にお取引がある法人（個人事業主のお客様は対象外です）

3. 送金受取人について

- (1) 人民元建ての（中国側の）送金受取人は、中国人民銀行（中央銀行）のシステムに登録されている企業に限定されます。
 - ①輸入代金の支払の場合は、中国当局から人民元建て決済の許可を受けた企業であること。
 - ②貿易以外（non-trade）の支払の場合は、中国本土に拠点を持つ企業であること。
- (2) 前記（1）を満たしていない場合、送金受取人は送金資金を受取ることができませんので、中国の送金受取人が、条件を満たしていることを、事前にご確認ください。

4. 送金目的について

- (1) 人民元建てによる外国送金の送金目的は、お客様の商品輸入代金（中国側の輸出）、国際サービス貿易代金およびその他經常取引（※注）の支払に限定されています。外国送金のお申込みの際は、中国の送金受取人を通じて、中国側の送金受取銀行および中国当局へ事前にご確認ください。

（※注）国際サービス貿易とその他經常項目

＜国際サービス貿易＞ 国際運送、国際旅行、クロスボーダーの銀行・国際投資会社およびその他の金融機構により提供される金融サービス、国際保険と再保険、国際情報伝達、コンピューター資料サービス建築と請負工事、国際電信サービス、広告、デザイン、会計管理等項目、メンテナンス、技術指導等アフターサービス等を含みます。

＜収益および移転＞ 収益は投資に伴う利益、配当、利息等を含みます。移転収支には寄贈、賠償、経済援助等を含みます。

本説明書は、平成28年4月18日現在の人民元建て資金決済に係る情報を掲載したものです。

人民元建てによる外国送金をお申込みされる際は、最新の中国当局による規制等を十分にご確認ください。

以上